

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件 名 南沢第1ポンプ場ほかポンプ設備整備修繕

2. 特定業者名 株式会社 日星電機

3. 特定理由

本修繕は、(株)日立製作所が製造したポンプ設備の整備である。

ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、製造者である(株)日立製作所からポンプ設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから、特定するものである。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 南沢第1ポンプ場ほか電動吐出弁整備修繕

2. 特定業者名 株式会社森田鉄工所 北海道営業支店

3. 特定理由

本修繕は、(株)森田鉄工所が製造した電動吐出弁の整備である。

電動吐出弁の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な点検整備および性能評価を行うことが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件 名 清田ポンプ場ほかポンプ軸受整備修繕

2. 特定業者名 株式会社電業社機械製作所北海道支店

3. 特定理由

本修繕は、(株)電業社機械製作所が製造したポンプ設備の整備である。

ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、当該ポンプ設備の製造業者であり、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 平岡ポンプ場ポンプ設備修繕
2. 特定業者名 株式会社 日立インダストリアルプロダクツ 北海道営業所

3. 特定理由

本修繕は、(株)日立製作所が製造したポンプ設備の整備である。

ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な点検整備および性能評価を行うことが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、製造者である(株)日立製作所からポンプ設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから、特定するものである。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 白川浄水場自家用発電設備整備修繕
- 2 業 者 名 三菱電機プラントエンジニアリング (株)
東日本本部 北海道支社
- 3 特定理由 本修繕の対象は白川浄水場にある非常用発電設備で、商用電源が停電した際に起動して浄水場内に給電を行うための設備である。
本修繕では製造業者の技術基準に基づいた、対象設備の部品交換・試運転調整および良否判断を求めており、一般公開されていないエンジンなどの構成機器の内部構造を知るものでなければ作業を行うことはできない。
上記業者は、対象設備の製造元である三菱電機 (株) から保守サービスの代理店に指定されている唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根拠規定

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 1 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。

入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第36-21-00048号		
件名	真駒内配水池ほか電動弁整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 5年 5月 10日	午前10時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	3,850,000 円	主管課	36 配水センター
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000106741 (株)前澤エンジニアリングサービス北海道営業所		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
株前澤エンジニアリングサービス北海道営業所		3,500,000					決定
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件 名 真駒内配水池ほか電動弁整備修繕

2. 特定業者名 株式会社 前澤エンジニアリングサービス 北海道営業所

3. 特定理由

本修繕は、前澤工業(株)が製造した弁設備の整備である。

弁設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、当該弁設備の製造業者である前澤工業(株)から、弁設備技術の継承を受けている道内唯一の業者であることから、特定することとする。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第73-21-00056号		
件名	白川第1浄水棟急攪ポンプ整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 5年 5月 10日	午前10時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	35,750,000 円	主管課	73 白川浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000000080 青木工業(株)		

入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
青木工業(株)		32,500,000					決定
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 白川第1浄水棟急攪ポンプ整備修繕
2. 業者名 青木工業株式会社
3. 特定理由 本修繕の対象機器は、浄水処理用原水と凝集剤を急速攪拌し均一に混和させるために用いるポンプである。
本修繕は、前回整備時に確認されたポンプと逆止弁の摩耗・損傷が激しい部品の交換・整備を行い機能回復を図るものである。
対象機器は白川浄水場用として特別に設計・製作されたものであり、そのデータは一般に公開されていない。
当該機器の製造・納入・据付業者は三菱重工業㈱であるが平成17年10月よりポンプ整備のアフターサービスは三菱重工業㈱認定業者の青木工業㈱に移管し、上記業者は当該機器に関する構成・構造に精通している唯一のサービス専門会社である。
以上より、上記業者以外では本整備修繕を履行することはできない。
4. 根拠規定 **【特定調達契約の場合】**
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第36-21-00051号		
件名	西町南ポンプ場ほかポンプ設備整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 5年 5月 10日	午前10時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	45,980,000 円	主管課	36 配水センター
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000001680 (株) 荏原製作所 北海道支社		

入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株) 荏原製作所 北海道支社		41,800,000					決定
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件 名 西町南ポンプ場ほかポンプ設備整備修繕
2. 特定業者名 株式会社 荏原製作所 北海道支社
3. 特定理由
本修繕は株式会社荏原製作所が製造したポンプ設備の整備である。
ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するため
には、適確な点検整備及び性能評価を行うことが必要であり、製品に精通した知識や技
術が必要不可欠となる。
よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。
標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。
4. 根拠規定
地方公共団体の物品又は特定役務の調達の手続きの特例を定める政令第11条第1項1
号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件 名 清田配水池ほか電動弁設備整備修繕

2. 特定業者名 株式会社クボタ建設 東京支社

3. 特定理由

本修繕は株式会社クボタが製造した電動弁の整備である。

弁の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、製造者である株式会社クボタからバルブ設備技術の継承を受けている唯一のサービス代理店であることから、特定するものである。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件 名 藻岩下第1ポンプ場自家発電設備整備修繕

2. 特定業者名 メタウォーター株式会社 北海道営業所

3. 特定理由

本修繕は、富士電機システムズ(株)が製造した自家発電設備の整備である。

自家発電設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、製造者である富士電機システムズ(株)から自家発電設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから、特定するものである。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。